平成２９年（フ）第１６号
新潟市西区小新２丁目20番24号　パレス小新203号
債務者　安達　　淳
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４９号
石川県野々市市押野４丁目114番地　サンクレメンテ202号、従前の住所石川県野々市市堀内５丁目１番地(従前々の住所)石川県野々市市位川105番地４
債務者　斎藤　博子（旧姓高川）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５１号
石川県かほく市浜北イ９番地１　ブレストⅢ212号、従前の住所金沢市高畠１丁目437番地
債務者　島外装こと　島　　正樹
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｈ２棟８－４号
債務者　東　　知成
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５号
金沢市高尾１丁目205番地
債務者　泉　　正洋（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３号
福井県敦賀市三島18号28番地の１　三島町３丁目　サンシャインビラ205号、前住所福井県敦賀市昭和町２丁目５番１号　昭和ハイツＥ号室
債務者　谷口　海渡
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１号
長野県佐久市横根857番地11
債務者　山野井直子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第２２２号
名古屋市名東区猪子石２丁目406番地　グリーンヒルズ猪子石Ｂ棟213号
債務者　黒星富士男
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２号
滋賀県彦根市大藪町192番地（Ｄ－101号)、前住所滋賀県長浜市新庄中町185番地４
債務者　河瀬　京子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第５号
京都府船井郡京丹波町下山野丸77番地33
債務者　豊口　美子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第３９４号
愛知県刈谷市小垣江町東竜７番地１
債務者　荻巣　理絵
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
愛知県安城市今池町１丁目12番14号　サンシャインハイツ304
債務者　中臣亜也子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
島根県出雲市小山町59番地１　ハピネスⅠ－205
債務者　土江伸乃輔
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第３６号
岡山県倉敷市徳芳149番地７　コーポルミナスＢ棟－101号
債務者　守脇　朋之
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２５９号
茨城県土浦市永国246番地２　シティハイムフォーサムＢ－201
債務者　飯野雄一郎
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第６０号
さいたま市西区三橋６丁目1681番地１　スカイハイツ見村Ｂ－２
債務者　佐藤　光子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９４号
埼玉県川口市朝日３丁目16番14－304号　朝日高層住宅、旧住所埼玉県川口市領家３丁目13番15－305号
債務者　山田　博子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係